

平成 23 年度 海域の物質循環健全化計画  
三河湾地域検討委員会  
設置要綱

(総 則)

第 1 条 海域の物質循環健全化計画三河湾地域検討委員会(以下、「検討委員会」)の事務、組織、委員その他設置に関する基本的な事項を定めるものである。

(検討委員会の任務)

第 2 条 検討委員会は、三河湾地域における海域の物質循環健全化計画検討の実施に当たり、第 3 条に定める事項について必要な技術的助言を行う。

(検討委員会の助言)

第 3 条 検討委員会は、原則として以下の事項について、技術的助言を行うものとする。

- 一 物質循環健全化を図るために必要な調査・検討事項
- 二 三河湾地域における不健全事象改善のための方策検討
- 三 その他必要な事項

(検討委員会の組織及び委員)

第 4 条 検討委員会は、別表 1 に掲げる委員で組織する。

- 2 委員は、いであ株式会社が委嘱し、非常勤とする。
- 3 委員の任期は、平成 24 年 3 月 23 日までとする。
- 4 委員の互選により座長 1 名を置く。

(会議の招集)

第 5 条 検討委員会は、座長の下承を得て事務局が招集する。

- 2 検討委員会は委員(関係行政機関委員を除く)の過半数の出席がなければ、開催しない。

(雑則)

第 6 条 事務局は、検討委員会の会議に出席した委員(関係行政機関委員を除く)に対して、委嘱状に定める謝金を支給する。

- 2 検討委員会に参加するための委員交通費は、委員勤務先もしくは自宅からの実費に相当する額を事務局より給付する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 8 月 9 日から施行する。

海域の物質循環健全化計画  
三河湾地域検討委員会 委員

(五十音順、敬称略)

氏 名	所 属
青木 伸一	豊橋技術科学大学建築・都市システム学系 教授
石坂 丞二	名古屋大学地球水循環研究センター 教授
井上 徹教	港湾空港技術研究所 海洋・水工部 上席研究官
鈴木 輝明	名城大学大学院総合学術研究科 特任教授
中田 喜三郎	名城大学大学院総合学術研究科 特任教授
林 誠司	名古屋大学大学院環境学研究科 講師
和出 隆治	愛知県漁業協同組合連合会 代表理事常務

関係行政機関委員

愛知県農林水産部農林政策課 課長
愛知県農林水産部水産課 課長
愛知県水産試験場 場長
愛知県建設部河川課 課長
愛知県建設部港湾課 課長
愛知県環境部水地盤環境課 課長